

令和 8 年度 第 1 回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 14：00～15：00

2. 場 所 富山労働局 5 階大会議室（会議室 501～503）

3. 出席者

公益代表委員 柳原委員、両角委員、高木委員、吉田委員

労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員、本郷委員

使用者代表委員 寺山委員、広上委員、野中委員、森口委員、坂井委員

事務局 福井労働局長、稲葉労働基準部長、
三鍋賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

（1）富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

（2）富山県最低賃金審議会運営事項（案）について

（3）当面の審議日程（案）について

（4）最低賃金に関する基礎調査の実施について

（5）その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 それでは定刻となりましたので、令和 8 年度第 1 回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員の高倉委員、労働者側代表委員の前野委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

御紹介がまだですが、前野委員は、6 月 8 日付けで労働者側代表委員に就任されました。本日は御欠席のため、次回出席された際に改めて御紹介させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の福井より御挨拶申し上げます。

〔福井労働局長〕 富山労働局長の福井でございます。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、令和 8 年度第 1 回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、また、本審議会の円滑な運営に、御理解、御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

本日はこの後、私から、柳原会長様宛に富山県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただきますこととしております。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、これにより労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び企業間の公正競争を確保するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

特に、最近においては、物価の上昇、世界情勢の影響等により、最低賃金近傍で働く労働者、また企業にとっても困難な状況が続く中、最低賃金の本来の役割、さらには地域の実情に応じた適正な最低賃金額の改正が重要となってきました。

御案内のとおり、先週 6 月 26 日に、厚生労働大臣名により、令和 8 年度地域別最低賃金

改定の目安について、中央最低賃金審議会に諮問が行われました。

富山県の最低賃金に関しましては、今後、本審議会において調査審議していただくこととなりますが、地域別最低賃金は、最低賃金法第9条第2項により、法定三要素であります地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと規定されております。

なお、例年であれば6月に経済財政運営と改革の基本方針いわゆる骨太方針が閣議決定されているところですが、本年におきましては、現在策定に向けた議論が進められていると聞いております。骨太方針では、政府の経済財政政策に関する基本方針、国の基本姿勢や政策の方向性が示されますので、政府全体の取組と富山県内の状況に配意の上、御審議いただくようお願いいたします。

結びに、各委員におかれましては、厳しい日程での審議となり大変御苦勞をおかけいたしますが、今後、中央最低賃金審議会から答申されます目安額も参酌していただくなど、慎重かつ十分な御審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、柳原会長、審議会の進行、よろしくお願いいたします。

〔柳原会長〕 ただ今から令和8年度第1回富山地方最低賃金審議会の議事に入ります。本日の会議につきましては、公開としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、関係法令のほか、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りますので、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。議事1 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

〔山田賃金室長補佐〕 それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動をお願いします。

〔福井労働局長〕 富山地方最低賃金審議会 会長 柳原佐智子 殿

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第12条の規定に基づく、富山県最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

富山労働局長 福井尚

（局長から会長に諮問文を手交）

〔山田賃金室長補佐〕 報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。

ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

（事務局は、諮問文（写）を各委員及び傍聴人に配付）

〔柳原会長〕 配付の諮問文の趣旨について、事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 賃金室長の三鍋です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきましてお配りしております参考資料を御覧いただきながら、説明させていただきます。

参考資料 1 枚目に付けております最低賃金法第 9 条及び第 12 条に定められているように、毎年、富山地方最低賃金審議会において、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力といった三つの要素を考慮した形で、審議していただいているところです。

富山県の動向を見ますと、まずは生計費に関連し、参考資料 2 ページを御覧ください。

6 月 22 日に富山県が発表した、富山市消費者物価指数のうち持家の帰属家賃を除く総合指数は、赤枠で囲んでおりますが、下の方を見て頂くと最低賃金が改正された昨年 10 月以降、継続して前年同月比でプラス 0.9%から 3.1%の幅で推移している状況にあります。

次に、賃金情勢につきまして、次の 3 ページを御覧ください。5 月 29 日に富山県が発表した毎月勤労統計調査によりますと事業所規模 5 人以上の所定内賃金は、上段の表、右下にあるとおり昨年 10 月以降、継続して前年同月比プラス 3.4%から 5.6%の幅で推移している状況にあります。

なお、資料には間に合いませんでしたが、6 月 30 日に発表された 4 月の所定内賃金の指数は 114.9、前年同月比 4.5%となっております。

また、次の 4 ページ、連合が発表した全国の春季生活闘争の 6 月 4 日公表の集計結果では、赤枠で囲んでおりますが、加重平均で 1 万 6,518 円、率にして 5.02%の賃金引上げとなっています。

資料めくりまして 5 ページ、経団連が発表した全国の春季労使交渉の集計結果です。規模 500 人未満は未公表のため規模 500 人以上の集計ですが、赤枠で囲んでいるとおり、加重平均で 1 万 9,964 円、率にして 5.46%の上昇が見られます。

次に、賃金支払い能力に関連して景気動向を見ますと、まず、参考資料 6 ページのとおり、今年 5 月の県内有効求人倍率は 1.46 倍と、求人が求職を上回って推移しております。

また、最後、7 ページに付けております北陸財務局が 4 月 22 日に発表した管内経済情勢報告によれば、北陸の概況は、個人消費は緩やかに回復しつつある、生産活動は緩やかに持ち直しつつあるとし、総括判断では前回の 1 月から連続して持ち直しているとしています。

先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしています。

以上、物価上昇や賃金の引上げなどの動向につきまして概況を御説明しましたが、今後、県内における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力などを考慮いただき、慎重、かつ、十分な御審議をお願いいたします。

趣旨説明は、以上です。

[柳原会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますか。
労働者側いかがですか。

[労働者側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] 使用者側はいかがですか。

[使用者側代表委員] 特にありません。

[柳原会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、地域の実情を踏まえ、また、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。

それでは、議事 2 富山県最低賃金審議運営事項（案）について事務局から説明してください。

[三鍋賃金室長] 参考資料から会議次第の資料に戻しまして、4 ページ資料 No. 3 として、富山県最低賃金審議運営事項(案)をお配りしております。内容は、昨年からのものと変更はございません。

こちらでは富山県最低賃金改正決定の審議にあたり富山県最低賃金専門部会の構成、運営に関する事項を規定しています。

まず、専門部会の設置について説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 2 項では最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと規定されています。

このため、諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、富山県最低賃金専門部会を設置し、専門部会において審議を進めることとなります。

次に、審議運営事項(案)の内容について説明いたします。

記の 1 (1) のとおり、専門部会は公・労・使それぞれ 3 名の委員で構成します。

この委員につきましては、最低賃金審議会令により関係労働組合及び関係使用者団体から候補者の推薦を求めるとされているため、本日から 7 月 22 日(水)までの期間、推薦書等の提出を求める公示を行います。

記の 1 (2) のとおり、審議回数は初回を除き 3 回を目安に結論を出すこととし、(4) のとおり原則として午後 5 時以降は行いません。

記の 2 を御覧ください。参考人からの意見聴取に関して、最低賃金法施行規則第 11 条で、最低賃金改正決定の調査審議に当たっては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに、期日までに意見書を提出すべき旨を公示することとされています。記の 2 は、この規定に対応する内容となっています。

このため、関係労使からの意見聴取のため、本日から 7 月 22 日(水)までの期間、意見書の提出を求める公示を行います。

後ほど御確認いただければと思いますが、参考に 6 ページ資料No. 4 として意見書の様式を付けております。

4 ページに戻りまして記の 3 を御覧ください。専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とするとしております。

今御覧いただいている資料No. 3 を 1 枚めくり 5 ページに関係法令を抜粋した参考資料を添付しています。この参考資料の一番下に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を抜粋しておりますが、ここにあるとおり、専門部会の決議をもって審議会の決議とするには、あらかじめ本審議会で議決しておくことを要件としております。先ほど御覧いただいた審議運営事項(案)の記の 3 はこの規定を受けた内容となっています。

また、一番上、最低賃金法第 4 条を御覧ください。

第 3 項に最低賃金に含めない賃金について規定があり、第 1 号、第 2 号を根拠として最低賃金法施行規則第 1 条により結婚手当など臨時に支払われる賃金、賞与など 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日労働や深夜労働に対する割増賃金が除外されております。

第 3 号で当該最低賃金において算入しないことを定める賃金とあり、地域ごとに設定することが可能となっています。

こちらについては、1 枚戻りまして 4 ページ審議運営事項（案）の記の 4 を御覧ください。

こちらにあるとおり、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を最低賃金に含めないこととしています。

なお、この三つの手当を除外することは、昭和 47 年に中央最低賃金審議会から示され、現在、全国統一の扱いとなっております。

以上、審議運営事項(案)について一通り御説明いたしましたので、皆様、改めて御一読いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

事務局からは以上です。

〔柳原会長〕 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 事務局説明のとおり、(案)の記の 3 については本審議会での議決が必要とことです。(案)のとおり専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 このほかの事項も含め富山県最低賃金審議運営事項（案）につきましては

原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりいたします。

次に、議事３当面の審議日程（案）について事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 当面の審議日程（案）について説明させていただきます。表紙が会議次第の８ページ、資料№５を御覧ください。

事務局では、委員の負担も考慮した適正な審議日程に努めており、すでに委員には日程について御了解をいただいておりますが、今一度、説明させていただきます。

資料№５の１枚目、次回、第２回本審は、７月２７日（月）１５：００から開催し、中央最低賃金審議会、略して中賃と呼びますが、中賃から示される金額改正の目安伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果などについて説明させていただく予定としております。

この頃には中賃から改正の目安額が答申の予定ですが、答申が遅れた場合は、本審での伝達は見送り、それ以外の労働経済等関係指標などの説明をさせていただきます。

なお、目安が示され次第、委員の皆様へは事務局から別途報告させていただきます。

また、７月２７日は、目安伝達の有無に関わらず、本審に引き続き、第１回専門部会を開催し、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程等について御審議いただきたいと考えております。

この後、専門部会につきましては、７月３０日（木）に第２回、８月３日（月）に第３回、５日（水）に第４回の開催日程を組んでいます。

専門部会が８月５日までに結審した場合ですが、８月５日の専門部会後に第３回本審を予定しております。

専門部会において８月５日までに全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、この日の本審では専門部会報告のみとなります。ただし、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

また、第３回本審では、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る諮問を予定しています。

なお、この諮問を受けまして、８月１８日（火）に必要性の有無を審議する特別小委員会を開催する予定です。

８月５日の本審で地域別最低賃金改正の答申を頂いた場合は、８月２０日（木）までの間、異議の申出を受け付け、その翌日２１日（金）１０：００に第４回本審を予定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて審議の上、答申を頂きたいと存じます。

併せて、第４回本審では、特定最低賃金改正の必要性について答申を頂き、改正の必要ありとの答申であれば、それを受けて、特定最低賃金の改正決定について諮問を行う予定

としております。

なお、専門部会が8月5日に結審しなかった場合の予備日として8月7日(金)を確保しており、ここで結審した場合は、引き続き第3回本審を開催したいと存じます。

答申が8月7日となった場合は、異議申出期間も繰延べられるため、第4回本審も予備日の8月25日(火)に繰延べさせていただきたいと考えております。

8月7日にも答申をいただけない場合は、別途日程調整させていただきます。

次に答申日ごとの効力発生日について説明いたします。

資料9ページ、参考としてお付けしております令和8年度答申日別最短効力発生日一覧表を御覧ください。最低賃金は、答申、異議申出、その後の本審を経て官報公示から30日後に発効します。

これを法定発効と言いますが、今年度につきましては、8月5日答申となりますと、右にずれて法定発効日が最短で10月1日となります。

また、予備日を使い8月7日答申となりますと、最短で10月3日の発効となります。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

〔柳原会長〕 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 御異議はないようでございますので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事4最低賃金に関する基礎調査の実施について事務局から説明してください。

〔三鍋賃金室長〕 今年度の最低賃金に関する基礎調査の実施につきまして説明いたします。

先ほどの資料10ページ、最低賃金に関する基礎調査計画を御覧ください。

調査計画の各項目、内容はほぼ例年どおりとなっております。

1の調査の目的につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、とりわけ中小零細事業所の労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

当審議会におきましては、主に賃金の分布や、最低賃金改正の影響率を把握するために

利用しています。

2の調査対象の範囲につきましては、全国の事業所を対象とし、その規模は(2)のア、イの製造業と情報通信業のうち新聞業、出版業は常用労働者100人未満、ウからクの卸売業、小売業からサービス業までは30人未満の事業所としております。

ただし、百貨店、総合スーパーマーケットにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

3の報告を求める個人又は法人その他の団体につきましては、富山県における地域別最低賃金のための調査対象は、(1)アの3行目、カッコ内にあるとおり1,349事業所、特定最低賃金のための調査対象は、同じくイの3行目にあるとおり552事業所で、合計は資料に記載していませんが1,901事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別のまとまりから無作為に抽出する層化無作為抽出という方法で行っております。

対象事業所数は、厚生労働省が設定する標準誤差の範囲内で、厚生労働省から示される数となっており、毎年、若干数値が異なります。

4の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間につきまして、調査事項は、(1)のア及び、資料めぐりまして11ページ、イに示す各項目、基準となる期日は、(2)のとおり令和8年6月1日現在としております。

5は省略し、6の報告を求める期間につきまして、調査は1年周期とし、実施期間は令和8年5月中旬から6月上旬までと設定しております。

提出期限について記載はありませんが、今年度は6月8日を提出期限としており、現在、督促並びに記載漏れ等の精査・確認作業を進めています。

なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計に加えることとしております。

資料めぐりまして12ページ、7の集計事項は資料記載の第1表から第4表までの形で集計します。

その結果は、8(1)の公表の方法のとおり、厚生労働省ホームページで公表することとしております。

なお、(2)のとおり、公表の期日は翌年6月としていますが、それに先立ち、本審議会へ資料として提出させていただく予定としております。

9の使用する統計基準につきましては、日本標準産業分類によることとしております。

最後に、10のその他ですが、富山県における統計に必要な回答数は、地域別最低賃金が739事業所、特定最低賃金は各産業合計で383事業所となっております。

明細区分、つまり集計する業種区分は13ページ別添のとおりです。

なお、この調査のほか、厚生労働省において常用労働者30人未満の企業に対して賃金改定状況調査を実施しておりまして、集計結果のうち前年からの賃金上昇率を集計した第4表を、本審議会へ資料として提出させていただく予定としております。

説明は以上です。

[柳原会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] 特にありません。

〔柳原会長〕 特になければ、議事 5 その他ですが、何かございますか。

〔労使各側代表委員〕 ありません。

〔柳原会長〕 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

〔三鍋賃金室長〕すでに皆様方には、メールでお知らせしておりますが、6 月 23 日に中央最低賃金審議会から、昨年度の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理についての取りまとめ報告がありましたので、改めて伝達させていただきます。

伝達資料 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理を御覧ください。

まずは、1 ページの項目 1 です。

昨年度の地賃の審議結果と課題について、昨年度の地賃は、全国加重平均で 1,121 円、過去最大 66 円の引上げとなりました。

中賃からは、A・B ランク 63 円、C ランク 64 円と、目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安が提示されました。

この目安額を踏まえ、地方で審議した結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出されました。

うち 11 県においては目安額を 10 円以上、上回る高い引上げ額となった局もございます。

また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県あって、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県ございました。

さらに、近隣県等との競争、最下位回避の意識から地域の実態と乖離した大幅な引上げ、発効日に大きなばらつきが生じるといった課題が残りました。

そこで、今般、中賃の目安制度の在り方に関する全員協議会、いわゆる全員協議会において、令和 8 年度以降の審議に向けて、主に 2 つの事項、地域の実態と乖離した大幅な引上げと発効日について対応方針の整理が行われました。

次に項目 2 地域の実態と乖離した引上げについての考え方の 2 ページ（2）対応方針の一つ目の○のところで、今後の最賃審議については、法定三要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会で審議を行うべきであるとしています。

二つ目の○のところで、近隣県との金額のみの比較だけで最賃を決めたり、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を決めるのではなく、法定三要素のデータを総合的に考慮して、地域別最低賃金を決定すべきであるとしています。

三つ目の○のところで、目安に 10 円以上、上乘せした県が 11 県ありましたが、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その場合は、それを担保する根拠を、公益委員見解等で明らかにすべきであるとしています。

四つ目の○のところで、ある県では、他県の審議結果をみてから金額を決めるために、審議日程を延期した動きがみられたということです。

五つ目の○のところで、例年以上に高い引上げを行った場合には、翌年度の審議では、その影響を確認した上で審議を行うべき、つまり、引上げの検証が必要だとしています。

3 ページに移りまして、最初の○のところで、活用する指標として、総合指数を使うのも一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定三要素それぞれのデータを確認すべきである。

他の地域と比較を行う上では、日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである、としています。

次の○は、中央への要望です。

地方に対し、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとしています。

次に項目 3 二つ目の事項である発効日についてです。

(1) 課題の二つ目の○のところで、昨年度の中賃の公益委員見解において引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うとの記載が盛り込まれたことを踏まえ、地方において議論が行われた結果、目安額に 10 円以上、上乘せした 11 県において、指定日発効とし、その結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られました。

三つ目の○、昨年度は指定日発効が急増したほか、10 月 1 日発効の栃木県から、令和 8 年 3 月 31 日発効の秋田県まで、発効日に大きなばらつきが生じました。

4 ページに移りまして、上から三つ目の○のところで、全員協議会の議論において、発効日について一定の目安を示してほしい。

発効日の決め方について、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないかという、課題意識が示されました。

次に、(2)(3)は省略して、8 ページに飛びます。

(4) 対応方針のところで、発効日の在り方について、基本的考えを確認しています。

一つ目の・で、発効日は、発効の時点を規定する最賃法第 14 条第 2 項に公示の日から起算して 30 日を経過した日となっており、必要な場合には公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日とされているので、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使間で、十分に議論して決定すること。

二つ目の・で、発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。

発効日を考えるにあたっては、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば熊本県の豪雨災害など様々な地域の特殊事情について、公労使間で十分に議論した上で、発効日について判断することとしています。

特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、公労使間で十分に議論を行うこととしています。

また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこととしています。

三つ目の・で、指定日発効とした場合、地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべき、検証が必要だとしています。

次に、4 その他 8 ページから 9 ページにかけて、(1) A B C ランク区分の見直し、(2)

EU指令についての考え方が記載されていますが、これは中央のこととなります。

最後に、5 今後の取組について、一つ目の○のところで、中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、今、御説明したように今回の全員協議会の取りまとめ報告にある考え方や、対応方針を踏まえた審議を行うことを、要望することとしています。

二つ目の○のところで、これは、中央のことになりますが、ABCランク区分の見直しと、EU指令の考え方については、全員協議会で引き続き議論を行うことで、合意となりました。

かいつまんだ説明となりましたが、以上中賃からの昨年度の審議を踏まえた論点と考え方を伝達させていただきました。

事務局といたしましては、この内容を参考にしつつ、審議会において法定三要素に基づく議論が尽くされるよう、円滑な審議運営に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

〔柳原会長〕 ただ今事務局から説明がありましたが、昨年富山では、目安額を踏まえ、富山県内の法定三要素に関連するデータを総合的に考慮し、目安額プラス1円の引上げ額に決定いたしました。

なお、発効日についても、富山ではこれまで法定発効としているところです。

富山ではこれまで、金額審議、発効日のいずれも基本的な考え方に基づき審議を行ってきたと理解しています。本日、局長から諮問を受けたところですし、中央の目安もまだ出ていませんし、審議が始まるのもこれからですが、事務局の説明について現時点で何か御意見はございますか。

まず、労働者側 石田委員、いかがでしょうか。

〔石田委員〕 今ほどの内容について、現時点での見解を申し上げます。今ほど会長からお話があったかと思いますが、一つ目の近隣県等との過度な競争意識などによる大幅な引上げについて、本審議会におい

ては、労働者の賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るという最低賃金制度の第一目的のために、これまでも三要素をベースにして、労側、使側各々の視点から真摯に議論を尽くしてきたと思いますので、今後もこのスタイルで対応していくべきだと思います。

一方で、以前より主張してきたことですが、ニュアンス的に違いを持たせたいのが、富山県の最低賃金の水準を考える上で、全国の最低賃金の平均水準あるいは都市部における最低賃金との額の差にも注目し、本審議会の自主性を発揮する中で、地域間格差の是正という点においても議論を進めていく視点も大事にしていきたいということです。このことについては、改めて基本的な主張で申し上げたいと思います。

また、発効日については先ほど会長がおっしゃったとおり、富山県の審議会においては法定発効により取り扱われてきたと思います。一方で労働者側の視点からは、労働者の今の生活実態、現状をしっかりと把握し踏まえた中で、十分な審議時間を確保し十分な審議を行った上で、一日でも早く発効することが重要であると考えております。指定日発効につ

いては、中賃の伝達でも触れられておりますが、相当な考慮要素がない限り、その扱いには慎重であるべきと考えます。以上です。

〔柳原会長〕 次に、使用者側 寺山委員、いかがでしょうか。

〔寺山委員〕 昨年の富山県の審議会を振り返って現時点の思いを述べさせていただきます。これまで富山県の審議会では、最低賃金の引上げについて労働者の生活向上の観点から重要であることは十分理解した上で、全会一致を目指してこれまで丁寧に審議をして参りました。

大きな課題の2点について、まず1点目の地域の実態と乖離した大幅な引上げについてですが、昨年の富山県の地方審議会では目安額63円に対しては、+1円の64円の引上げとなりました。近隣県との競争や最下位回避の意識などについては、富山県の審議会においてはデータに基づき丁寧に審議を行っており、その点では、富山県の審議会においてはこの全国の課題は当てはまらないと思います。

ただ、今回の中央最低賃金審議会からの伝達の中に、地域の実態と乖離した大幅な引上げに対する考え方として、法定三要素のデータに基づき丁寧に審議をすることと示されておりますが、昨年は政府が新しい資本主義のグランドデザインにおいて、2020年代に最賃を全国平均1,500円にするという高い目標の達成、この5年間で最低賃金を1.5倍にすることが掲げられ審議がスタートしました。物価高による生活費の上昇と春闘で実現した高い賃上げ率を背景に、三要素の中の生活費と労働者の賃金が重点的な判断材料となり、審議資料には特に消費者物価指数や春季労使交渉の賃上げ状況などが盛り込まれて審議をしました。

一方で、通常の事業の賃金支払能力については、使用者側として中小企業の収益状況、景況感、価格転嫁の浸透度合い、倒産件数、三要素を総合的に表す賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表を注視して議論させていただき、大企業と比べて経営基盤の弱い中小企業にとって、急激な人件費上昇は雇用維持や事業継続に影響を及ぼしかねないため、大幅引上げには慎重な立場で議論を進めさせていただきました。昨年を振り返れば、使用者側として、地域の実態と少し乖離した大幅な引上げだったと言わざるを得ません。

さらに目安額制度については、中賃の示す目安はあくまで目安であり地方最低賃金審議会の審議の参考として示し、これを拘束するものではないとの言い回しはされていますが、実際には全国目安額が下限値となっている実態、特に昨年は目安額を上回った地方には特別対応として補助金支援と、言葉は優しいですが、地方審議会にとっては目の前に人參までぶら下げられて、最低賃金を引き上げの雰囲気を作られた環境下での特殊事情がありました。今さら地域の実態と乖離した大幅な引上げは課題であると言われても、釈然としないのは私だけではないかと思えます。

次に、2点目の発効日についてですが、富山県においては、昨年は10月12日発効と法定発効であり、課題とされている大幅な繰り下げには全く該当しないと思います。しかしながら、全国の地域間で差が生じたことにより、企業現場では混乱や事務負担が発生しているのも事実です。特に県境をまたいで事業展開する企業や広域で人材確保を行う企業にとっては、運用上の不公平感や対応コストの増加につながっていると思われます。最低賃

金制度は全国的な制度である以上、発効日については可能な限り全国的な統一性・公平性を確保し、地域間格差による現場混乱を招かない制度運営をぜひお願いしたいと考えます。出来れば発効日に関しては、中央審議会でも責任をもってある程度の範囲を決めていただきたいと個人的には思います。使用者側として、現時点の考えは以上です。

〔柳原会長〕 ありがとうございます。いずれにしても現時点での御意見なので、今後の審議会において、地賃の改定、発効日について議論を進め、双方の意見を調整して合意形成を図っていきたいと思います。

それでは、事務局から他に連絡事項等ございましたら、お願いします。

〔山田賃金室長補佐〕 3点ございます。

1点目ですが、要請書・請願署名の件で御報告がございます。6月30日（火）に、富山県労働組合総連合から、富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請署名と題し、最低賃金全国一律1,700円をめざし、貧困の解消及び経済の好循環を求める富山労働局長及び審議会会長あての署名が3,046筆提出されております。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

2点目は、議事の中でも御説明いたしましたが、本日、富山県最低賃金専門部会の労使委員候補者の推薦を求める公示、最低賃金改正決定の調査審議に当たって関係労使の意見を求める公示を行います。

公示期間は、いずれも7月22日（水）までといたします。

3点目ですが、次回、第2回本審は、令和8年7月27日（月）午後3時から、こちらの富山労働局会議室で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。以上です。

〔柳原会長〕 当審議会に寄せられた署名につきましては、今後の審議の参考にさせていただくことにいたしたいと存じますので、よろしくお願いします。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

ここまでの議事に関連して、御意見や御質問はございますでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 特にありません。

〔柳原会長〕 特になければ、最後に議事録確認担当委員についてです。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、

労働者代表委員からは、大森委員

使用者代表委員からは、広上委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側代表委員〕 異議なし。

〔柳原会長〕 それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。